福島市水道局　公告第７号

福島市水道局資産（物品）の売り払いについて、下記のとおり一般競争入札を行うので、福島市水道局会計規程(以下「会計規程」という。）第 147 条に基づき公告する。

平成３０年４月６日

福島市水道事業管理者
八　島　洋　一

記

1	売却物件	物件番号	財産名称		最低売却価格	入札保証金
		３０福水固１	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固２	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固３	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固４	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固５	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固６	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固７	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固８	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固９	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固１０	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固１１	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固１２	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固１３	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固１４	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固１５	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固１６	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固１７	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固１８	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固１９	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固２０	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固２１	ノート型パソコン	１台	1,000 円	100 円
		３０福水固２２	ノート型パソコン	１台	500 円	50 円
		３０福水固２３	ノート型パソコン	１台	500 円	50 円
		３０福水固２４	ノート型パソコン	１台	500 円	50 円
2	一般競争入札に参加する者に必要な資格	次に掲げる規定に該当しない者であり、資格を有することについて、福島市水道事業管理者の承認を得なければならない。 なお、入札参加資格を有しないと水道事業管理者が認めた場合、理由の説明を求めることができる。				
		①	成年被後見人及び被保佐人若しくは被補助人並びに破産者でその復権を得ない者			
		②	本市水道局との契約において、正当な理由がなくて契約を締結せず又は履行しなかった者で、当該事実のあった後２年を経過しない者			
		③	本市水道局との契約において、公正な競争を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者			

		④	地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当する者で、当該各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用した者
		⑤	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号及び第６号に規定する暴力団員
3	入札方法	ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システムを利用して入札を行う。 なお、入札参加手続き等については福島市水道局インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「ガイドライン」 http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/auction/guideline?pid=k_fukushima_city_suidoukyoku)を参照すること。	
4	入札参加申込書及び売却物件資料等の配布	申込書等の書類の提出は必要としない。 また、売払い物件の概要及び写真については、ヤフー官公庁オークション福島市水道局資産売却サイト及び福島市水道局のホームページを参照すること。	
5	入札の参加申込み	以下の参加申し込み手続きを完了しない者は入札に参加することができない。	
	① 参加申し込み	参加申し込みは、ヤフー官公庁オークションを利用し、平成３０年４月６日（金）１３時から平成３０年４月２３日（月）１４時までに行わなければならない。	
6	売払い物件の下見会	下見会は行わない。 物件の下見を希望する場合は、福島市水道局へ平成３０年４月１９日(木)までに連絡し、日程を確認した上で、水道局職員立ち会いのもと平成３０年４月２０日(金)までに下見を行うこと。 下見を行わない場合は売払い物件の一切の現況を了承したものとみなす。 【物件保管場所】 福島市水道局　水道総務課（福島県福島市五老内町３番１号　福島市役所９階）	
7	最低売却価格	上記１のとおり（この金額以上の入札額を有効とするもの）。	
8	入札保証金	売却物件ごとに設定された予定価格の１００分の１０に相当する金額を納入すること。この入札保証金から生じた利子は付さない。 納入方法はガイドライン等による。 なお、落札者の納付に係る入札保証金は、契約保証金に充当する。	
9	入札	入札参加資格を有する者は、平成３０年５月１０日（木）１３時から平成３０年５月１７日(木)１３時までに入札金額をヤフー官公庁オークション上で入力する。	
10	開札	平成３０年５月１７日（木）１３時以降にヤフー官公庁オークション上において落札物件及び落札価格を公開する。 なお、最高入札価格が同額の者が２者以上いるときは、自動抽選により落札者を決定する。	
11	契約締結期限及び売買代金納付期限	納付済の入札保証金を契約保証金に充当する。 売買契約書の取り交わしは省略する。 売買代金は平成３０年５月３１日（木）１４時３０分までに納付すること。	
12	売買代金の支払い方法	契約保証金は売買代金（落札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額）の一部に充当するものとし、残金は、別途通知する銀行口座へ振り込むものとする。 売買代金を全額納付した時点で所有権は落札者に移転する。 なお、期限までに納付が確認できない場合は、入札を無効とし、契約保証金は損害金として福島市水道局に帰属する。	
13	物件の引き渡し	売買代金の納付を確認した後、福島市水道局が落札者に現況有姿のまま物件を引き渡す。 なお、引き渡しに関する一切の費用は落札者の負担とする。	

14	引き渡しの条件	【共通事項】 ・出品しているすべての売り払い物件は現況有姿での引き渡しとなる。 ・売り払い物件の引き渡しは落札者の直接引き取り若しくは代金着払いでの発送にて行うこととする。 ・輸送中の事故等については、福島市水道局は一切補償しない。 ・引き渡しに関する一切の費用は落札者の負担とする。	
15	入札の無効	入札参加資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。	
16	その他	①	入札参加者は、福島市水道局ホームページ及びガイドライン等を確認し、条項を守ること。
		②	売り払い物件については、中古であること、経年劣化、キズ、不具合等があることを理解した上で、入札すること。 売り払い物件の瑕疵担保責任は一切負わない。
		③	売り払い物件の引き渡しまでに福島市水道局の責に帰すことができない事由により滅失及び毀損が生じた場合でも、福島市水道局に対して契約の解除及び購入代金の減額を請求することはできない。
		④	物件を引き渡した後は、いかなる理由でも返品及び苦情等は一切受け付けない。
		⑤	その他詳細不明な点については、水道総務課管財契約係（電話０２４－５３５－１１１８）に照会のこと。